

欧州委員会コミュニケーション（指針）  
「2019年11月1日の英国のEU離脱に向けた準備の完了」  
2019年9月4日付 COM(2019) 394 final（仮訳）

2019年12月  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 欧州ロシア CIS 課

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

また、仮訳はジェトロが作成したもので、必ずしも EU の正式な見解を反映するものではありません。仮訳に含まれる情報について、欧州委員会はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of the European Commission's publication. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of the European Union. The Commission is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein.

[COM\(2019\) 394 final “Finalising preparations for the withdrawal of the United Kingdom from the European Union on 1 November 2019”](#)

## 欧州委員会から欧州議会、欧州理事会、EU理事会、欧州中央銀行、欧州経済社会評議会、地域委員会、および欧州投資銀行へのコミュニケーション（指針）

### 2019年11月1日の英国のEU離脱に向けた準備の完了

#### 1. はじめに

英国は2017年3月29日、欧州連合条約（TEU）第50条の下での手続きを発動し、EUから離脱する意思を通知した。英国からの要請に従い、（第50条に関する）欧州理事会は2019年4月11日、TEU第50条第3項に定める期限を、2019年10月31日までさらに延期することに同意した<sup>1</sup>。英国が2019年10月31日までに離脱協定<sup>2</sup>を批准するか、または3度目の延期を要請し、（第50条に関する）欧州理事会が全会一致でこれに同意しない限り、英国が秩序ある離脱を確保する協定なく、2019年11月1日をもって第3国となる。

欧州委員会は交渉当初から、離脱協定にもとづく英国のEUからの秩序ある離脱が最善の結果であるとの考えを明確にしてきた。欧州委員会が一貫して強調してきたように、合意なき離脱は、英国およびEU27カ国の双方に、重大な混乱を引き起こすことになる。緊急時対応措置は、合意なき離脱による最も深刻な混乱を軽減することしかできない。

期限の2019年10月31日は、既に8週間後に迫っている。残された期間が短いこと、及び英国内の政治情勢が、同日に英国が合意なく離脱するリスクを高めている。（第50条に関する）欧州理事会がこれまでの過程を通して強調してきた方針に沿って、全ての主体が、起こり得るあらゆる結果に対して引き続き備える必要がある。それゆえ、全ての主体は、今こそ2019年11月1日の合意なき離脱に関連する各々の計画について、あらゆる必要な最終調整を行うべきである。10月31日までに、英国が3度目の延期を要請し、（第50条に関する）欧州理事会の同意が得られるとの想定に頼るべきではない。

---

<sup>1</sup> 欧州理事会決定 (EU) 2019/584, OJ L 101, 11.4.2019, 1頁。この決定はまた、英国が10月31日までに離脱協定を批准した場合、離脱日は、批准手続き完了の翌月1日とすることも規定した。これより以前に、欧州理事会は、英国からの要請を受けて2019年3月22日に最初の延期を決定していた（欧州理事会決定(EU) 2019/476, OJ L 80I, 22.3.2019, 1頁）。

<sup>2</sup> 「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力共同体からの離脱に関する協定」（OJ, C 144I, 25.4.2019, 1頁）。

## 2. 市民の権利

欧州委員会は、英国に居住するEU市民およびEU域内に居住する英国国民の保護を優先事項とする姿勢を、一貫して明確にしてきた。第5次ブレグジット準備コミュニケーション（2019年6月12日）<sup>3</sup>で示したように、EU27加盟国は、英国国民およびその非EU国民の家族が、合意なき離脱直後の期間、当該加盟国に適法に居住し続けられるよう緊急時対応措置を整備している。欧州委員会は、各国レベルでの柔軟性が必要である点を認識しつつ、全体的なアプローチの結束性を確保するため、EU27加盟国と作業を行った。欧州委員会は、ブレグジット準備ウェブサイト<sup>4</sup>に、居住権に関する各国の緊急時対応措置の最新の概要を掲載している。

英国に居住するEU市民は、英国政府のウェブサイトで、英国の居住権に関する情報を得られる<sup>5</sup>。駐英EU加盟国外交団による取り組みに加え、駐英欧州委員会代表部およびブリュッセルの関係機関は、EU市民の英国での継続的な居住に関して英国が講じる措置を引き続き注意深く監視していく。この件に関係する市民対し、情報と専門的な知識を提供する。

離脱前の英国に関連する市民の社会保障受給資格は、関係する緊急時対応規則<sup>6</sup>によって保護される一方で、一部の加盟国が、離脱後の期間についての国レベルの片務的緊急時対応措置も講じている。これらの措置は、例えば、離脱後の英国における就労期間、保険加入期間、および居住期間の通算（aggregation）の原則を適用する、あるいは当該市民の社会保障受給資格を離脱後さらに保護することにより、EUレベルで確保される社会保障受給資格の保護を補完するものである。欧州委員会は、ブレグジット準備のウェブサイト上<sup>7</sup>で、社会保障受給資格分野に関する各国の緊急時対応措置の最新の概要を掲載している。

## 3. 選択した分野における準備の完了

欧州委員会は、過去5回のブレグジット準備コミュニケーション<sup>8</sup>のいずれにおいても、利害関係者に対して準備を促してきた。欧州委員会は、情報と助言を提供すべく、引き続き全ての利害関係者へ働きかける。加盟国、および協会や商工会議所を含む民間団体も、市民および企業の準備の完了を支援するため、この目的で特別に立ち上げられるフォーラムの利用も含めて、情報提供を引き続き行うべきである。

<sup>3</sup> COM(2019) 276 final.

<sup>4</sup> [https://ec.europa.eu/info/files/overview-table-residence-rights-uk-nationals-eu27-member-states\\_en](https://ec.europa.eu/info/files/overview-table-residence-rights-uk-nationals-eu27-member-states_en).

<sup>5</sup> <https://www.gov.uk/eusettledstatus>.

<sup>6</sup> 「英国のEU離脱後における社会保障の調整の領域における緊急時対応措置を定める2019年3月25日の欧州議会および欧州理事会規則(EU) 2019/500」 OJ L 851, 27.3.2019, 35頁。

<sup>7</sup> [https://ec.europa.eu/info/files/overview-national-measures-area-social-security-coordination\\_en](https://ec.europa.eu/info/files/overview-national-measures-area-social-security-coordination_en).

<sup>8</sup> 19.7.2018: COM(2018) 556 final/2; 13.11.2018: COM(2018) 880 final; 19.12.2018: COM(2018) 890 final; 10.4.2019: COM(2019) 195 final; 12.06.2019: COM(2019) 276 final.

企業が、2019年11月1日の合意なき離脱を考慮して、自社の準備状況を検証し、準備を完了するためにさらに必要となる措置を特定することを支援するため、欧州委員会は、ブレグジット準備のウェブサイト上で、「ブレグジット準備チェックリスト」<sup>9</sup>を掲載した。欧州委員会はまた、様々な問題に関する、分野ごとの利害関係者向け通知も公開してきた<sup>10</sup>。同様のツールが、国レベル、および様々なビジネス関連の協会によっても準備されてきた。全ての経済事業者には、こうした対策の活用が求められる。

本セクションでは、今後数カ月間、継続的な警戒が必要となる分野を選定して焦点を当てている。

### 3.1. 国境手続きおよび貿易

物品及びサービスのいずれにおいて、英国と貿易を行う全ての分野が（英国のEU）離脱の影響を受ける。英国が合意なくEUから離脱する場合、特に物品の貿易において、事業者は2019年11月1日の時点で、通関手続き、間接課税、および該当する場合は衛生植物検疫（SPS）管理の各分野における重大な結果に備える必要がある。これらの結果には、とりわけ、通関手続きの適用が含まれる。申告書の提出が必要になるとともに、税関当局から、可能性のある、もしくは既存の関税負債に対する担保を求められるかもしれない。また、EUと英国の間で取引される特定の物品には、禁止もしくは制限が適用される可能性があり、つまり、輸入許可または輸出許可を求められることを意味する。

2019年11月1日以降、EUに持ち込まれる英国の物品も関税の対象になり<sup>11</sup>、またEUの物品は英国で関税の対象となるかもしれない。平均的なEUの関税率は、EUに輸入される非農産物の場合は約2.7%、農産物の場合は8.1%である<sup>12</sup>。例えば、乳製品は平均で44.8%、食肉は17.8%、魚類は11.4%、衣料品は11.5%、自動車は10%が課される<sup>13</sup>。EU27カ国の経済的事業者は、自社のサプライチェーンを検証するとともに、事業計画にこうした関税の適用を確実に織り込んでおくべきである。加盟国はまた、英国からEUへの物品の輸入時に付加価値税（VAT）を課すことになる。

離脱後の初日から、国境を越える物品の貿易での混乱を可能な限り最小限に抑えるために、英国との間で物品の移動を考えている欧州側の貿易事業者、輸送業者および荷送人は、全ての必要な手続きを遂行するための準備が必要となる。こうした準備は、事業拠点の所在地にかかわらず必要である。英国に隣接する地域に拠点がある事業者、または英国との貿易量が多い事業者だけの問題ではない。

<sup>9</sup> <https://ec.europa.eu/info/files/brexit-preparedness-checklist>.

<sup>10</sup> [https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notice\\_en](https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notice_en).

<sup>11</sup> 離脱日以降に英国からEU関税領域に持ち込まれる物品に適用される関税は、EUと特惠貿易協定を締結していない第三国の原産品に対する関税と、同じになる。適用される関税は、TARICデータベースで確認できる ([https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/dds2/taric/taric\\_consultation.jsp?Lang=en](https://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/taric/taric_consultation.jsp?Lang=en))。

<sup>12</sup> [https://www.wto.org/english/res\\_e/booksp\\_e/tariff\\_profiles19\\_e.pdf](https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles19_e.pdf).

<sup>13</sup> 出所：WTO World Tariff profile 2019.

サプライチェーンに關与する全ての関係者は、全ての必要な手続きの履行責任を自覚する必要があり、また、必要な文書および証明書が合法であることを確認すべきである。関連する手続きの準備には時間がかかる可能性があり、また、英国とEU双方の関係当局との接触がからむ可能性がある。共通輸送手続き（common transit procedure）にもとづいた物品の輸送によって、国境通過の際の手続きを簡素化することができる<sup>14</sup>。離脱直後は国境での混乱がありうることから、貿易業者、輸送業者、および荷送人は、自社が望む貿易ルートの状況を検証し、適切な対策を取るべきである。

EU原産品の輸出が貿易協定の下で付与される特惠関税の恩恵を享受するには、必要な要件を満たさなければならない<sup>15</sup>。英国原産の原材料・部品・構成品であって、EUで製造された物品に組み込まれたものは、EU原産としての資格を有すると見なされない。したがって事業者は、自社のサプライチェーンの適応を図るとともに、輸出品、ならびに全ての文書および手続きが、該当する貿易協定における原産地規則の要求に適合していることを確保しなければならない。

欧州委員会は、税関、原産地、付加価値税、および物品税の分野について、多数の通知と詳細なガイダンスを作成しており、これらは全てオンライン上で閲覧できる<sup>16</sup>。また、税関と税務の分野におけるブレグジットの結果についての短期e-ラーニングコースと、税関に関する主要な概念に関する実用的な入門解説パンフレットも、オンライン上で閲覧できる<sup>17</sup>。

欧州委員会は、2019年6月12日の第5次ブレグジット準備コミュニケーション<sup>18</sup>の中で、コミュニケーション・キャンペーンの第1段階で既に、一部企業が対策に着手していることを示した点を強調したが、全ての加盟国において、離脱日まで努力を続ける必要がある。欧州委員会は現在、EU企業への周知に向けて、2019年2月18日に開始した多言語コミュニケーション・キャンペーン<sup>19</sup>を強化することにしており、そのための全ての情報を公開している<sup>20</sup>。

加盟国側、特に英国との貿易においてEUの主要な出入拠点となる加盟国は、英国との国境における物品の流通を容易にするため、（国境検査所を含めて）物理面および技術面の両面から、人的資源とインフラに多大な投資を行ってきた。さらに、これら加盟国は、税関<sup>21</sup>と衛生植物検疫（SPS）管理<sup>22</sup>の両方について、関係する全て

<sup>14</sup> [https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/business/customs-procedures/what-is-customs-transit/common-union-transit-en](https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/customs-procedures/what-is-customs-transit/common-union-transit-en).

<sup>15</sup> この問題に関する欧州委員会の利害関係者向け通知も参照：<https://ec.europa.eu/info/files/preferential-rules-origin>.

<sup>16</sup> [https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/uk\\_withdrawal\\_en#heading\\_2](https://ec.europa.eu/taxation_customs/uk_withdrawal_en#heading_2).

<sup>17</sup> [https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/eu-training/general-overview\\_en](https://ec.europa.eu/taxation_customs/eu-training/general-overview_en).

<sup>18</sup> COM(2019) 276 final.

<sup>19</sup> [https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/uk\\_withdrawal\\_en#](https://ec.europa.eu/taxation_customs/uk_withdrawal_en#).

<sup>20</sup> [https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/uk\\_withdrawal\\_en#heading\\_4](https://ec.europa.eu/taxation_customs/uk_withdrawal_en#heading_4).

<sup>21</sup> 例えば、通関手続きに関するブレグジット関連情報は以下で入手できる。

ベルギー：[https://finance.belgium.be/en/customs\\_excises/enterprises/brexit](https://finance.belgium.be/en/customs_excises/enterprises/brexit); フランス：<https://www.douane.gouv.fr/fiche/entreprises-preparez-vous-au-brexit>; オランダ：<https://www.getreadyforbrexit.eu/en>.

さらに、英国の港湾およびユーロトンネルの利用者向け情報は、以下で確認できる：

<https://www.gov.uk/government/publications/communications-pack-roll-on-roll-off-ports-and-eurotunnel-in-the-event-of-a-no-deal-exit/information-for-users-of-roll-on-roll-off-ports-and-eurotunnel-in-a-no-deal-scenario>.

<sup>22</sup> 例えば、衛生植物検疫（SPS）管理に関するブレグジット関連情報は以下で入手できる。

ベルギー：<http://www.favv-afsca.fgov.be/brexit/>; フランス：<https://agriculture.gouv.fr/le-brexit-et-les-contrôles-sanitaires-et-phytosanitaires>; オランダ：<https://www.nvwa.nl/onderwerpen/brexit/>.

の主体に、必要な全ての手続きを説明するための情報・コミュニケーション・キャンペーンに取り組んできており、今後数カ月引き続きこれに取り組んでゆく。貿易業者、輸送業者および荷送人は、関連する手続き、および想定する貿易経路で使用するワークフロー並びに技術インフラについて、熟知しておくことが求められる<sup>23</sup>。

### 3.2. 医薬品、医療機器、および化学物質

医薬品、医療機器、および化学物質の分野における英国の離脱に対する準備は、2019年3月末から4月初めにかけて加速したものの、依然として重大な最終努力が必要とされている<sup>24</sup>。欧州委員会は、欧州医薬品庁（EMA）、EU加盟各国の医薬品規制機関首脳による会議（HMA）ネットワーク、医療機器管轄当局（CAMD）ネットワーク、および欧州化学品庁（ECHA）とともに、2019年10月31日を前に準備が必要であることをリマインドするため、引き続き利害関係者に働きかける。また、離脱日以降、医薬品、医療機器および化学物質は、EU規則に整合的に持ち込まれない限り、EU市場で提供できないことには変わりはない。欧州委員会は、EU条約第50条3項に従って現在行われている延期で、これを達成するのに十分な時間が与えられていると考えており、追加的な緊急時対応措置を採用する予定はない。

#### 医薬品

人用および動物用の医薬品は、欧州委員会により一元的に、もしくは加盟各国により個別に認可されている。双方の医薬品分野が、英国の（EU）離脱により影響を受ける。2019年6月12日の第5次ブレグジット準備コミュニケーション<sup>25</sup>で概要を示したように、2019年4月時点で、欧州医薬品庁（EMA）はほぼ全ての一元的認可製品について規制遵守の確認完了間近であったのに対し、各国認可製品については、更なる作業が必要な状態であった。その後、大幅な進展があり、各国認可製品の80%以上が、2019年10月31日までに規制に遵守した状態になる見込みである。この進展は、企業がバッチ試験施設を英国からEU27カ国に移転する時期を2019年末まで猶予する暫定的免除措置で一部達成された。こうした進展は肯定的である一方、産業界は、関連製品がEU市場で継続的に上市できることを確保するために、2019年10月31日までに全ての関係製品が完全に規制を満たし、2019年12月31日までにバッチ試験施設の移転を完了することが強く推奨される。さらに、過去英国での販売認可の依存度が高かった、より（市場が）小さい加盟国が直面する特定課題について、産業界は、当該加盟国において医薬品が引き続き入手できるよう保証すべく協力して作業する責任がある。

<sup>23</sup> 例えば、以下の情報を参照。フランス税関が開発した「スマート・ボーダー」 (<https://www.douane.gouv.fr/fiche/smart-border>) ; オランダ港湾コミュニケーションシステム (<https://www.portbase.com/en/>) ; ベルギーのゼーブルッヘ港 (<https://rxseaport.eu/en/>参照) 、アントワープ港 (<https://www.nxtport.com/>) で使用されているシステム。

<sup>24</sup> これより以下で言及する、規制遵守に向けた対策が引き続き必要な製品の数は慎重な推計であって、当該製品の一部は、欧州委員会が承知していない商業上の理由から、ブレグジット準備対策を必要としない可能性のある点を、考慮していない。例えば、一部製品については、英国でのみ販売されている、もはや上市されていない、または他の製品による代替が進められている可能性がある。

<sup>25</sup> COM(2019) 276 final.

## 医療機器

英国の認証機関（notified body）のデータによれば、EU27カ国の市場に投入されている医療機器の認証のEU27カ国認証機関への移管は順調に進んでおり、大半の機器について、2019年10月31日までに完了する見通しだ。医療機器管轄当局（CAMD）ネットワークのブレグジット・タスクフォースは、欧州委員会と密接に連携しつつ、2019年夏に関係製造業者および認証機関と共同で実施した調査のフィードバックに基づき、残る認証の進捗状況の検証を行っている。検証結果によれば、EU27カ国の認証機関への移管に必要な全ての措置を完了していない製造業者が依然として残っている。残る製造業者と英国の認証機関は、全ての関係認証の移管と、製品ラベルの必要な適合を離脱日までに完了し、製造業者が同日以降も引き続きEU市場に製品を投入できるようにしておくことが、強く推奨される。欧州委員会および医療機器管轄当局（CAMD）ネットワークは引き続き、9月と10月の進展状況を監視していく。

## 化学物質

化学物質の分野において、REACH<sup>26</sup>登録事業者のうち、2019年8月半ばまでにEU27カ国に登録を移管した事業者は、52%にすぎない。欧州化学品庁（ECHA）は、登録事業者が離脱日までにREACH登録の移管に必要な措置を取れるよう、REACH-ITに「ブレグジット・ウィンドウ」を開設した。ブレグジット・ウィンドウは、2019年10月31日まで引き続き開かれている。REACH認可に関して、既存のサプライチェーンの一部としてEU27カ国で物質または調合品を供給している英国認可保有者、英国の認可申請者および川下ユーザーは、EU27カ国の川下ユーザーの規制遵守を確保するために必要な措置を取ることが求められる。他方、英国で登録したEU27カ国の川下ユーザー、英国の認可保有者、英国認可申請者および英国川下ユーザーに対しては、2019年10月31日までに関連製品が規制を遵守した状態になることをサプライヤーと確認すると共に、入手可能なガイダンス<sup>27</sup>を活用し、各自で適切な措置を講じることを助言する。規制遵守は、離脱日以降にEU市場への化学品の投入を継続する上で不可欠である。

### 3.3. 金融サービス

金融サービスの分野において、欧州委員会は、自社の準備措置を完了するための対応を未だ済ませていない保険会社やその他の金融サービス事業者に対し、2019年10月31日までに対応を完了することを強く推奨する。

欧州委員会は2018年12月19日、EU27カ国の事業者が、自社の契約上の関係を、EU27カ国内で活動を認められているサービス・プロバイダーに移管できるようにするため、2つの期限付き同等性決定を含む、数を限定した緊急時対応措置を採択した。この2つの決定の1つ目では、欧州証券市場監督局（ESMA）に対して、現在英国に設立されている中央清算機関（CCP）を、EU内でのサービス提供を継続できるように暫定的に承認するものである。同決定は2020年3月30日に失効する。2つ目の決定

<sup>26</sup> 化学物質の登録、評価、許可、および制限（REACH）に関する2006年12月18日の欧州議会および理事会規則(EC) No 1907/2006（欧州化学機関の設立、指令1999/45/ECの改正、および理事会規則(EEC) No 793/93および委員会規則(EC) No 1488/94ならびに理事会指令76/769/EECおよび委員会指令91/155/EEC、93/67/EEC、93/105/EC、2000/21/ECの廃止） OJ L 396, 30.12.2006, 1頁。

<sup>27</sup> [https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notices\\_en#envgrow](https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notices_en#envgrow); および <https://echa.europa.eu/uk-withdrawal-from-the-eu>.



では、英国の証券集中保管機関（CSDR）に対し、EU内の事業者を対象として公証および集中保管サービスの提供を継続することを、暫定的に認めるものである。同決定は2021年3月30日に失効する。さらに欧州委員会は、未決済・未清算のデリバティブ契約をもつEU27カ国の事業者が、英国の離脱後12カ月以内に、当該契約が現状恩恵を受けている健全な待遇（prudential treatment）を失うことなく、英国の清算機関からEUの清算機関に切り替えることを可能とするため、2つの委任規則を採択した。欧州委員会の評価としては、企業は、英国の清算機関を切り替えるための未決済契約の更改を含めて、おおむね合意なき離脱への準備を完了しており、今は、上記緊急時対応措置で定める期間内に、自社の準備を完了しなければならないというものである。したがって、欧州委員会は追加的な緊急時対応措置の採択が必要とは考えていない。欧州委員会は引き続き、離脱日以降の市場の状況評価を継続していくとともに、第3国中央清算機関の認定要件に関して、特に欧州市場インフラ規則で導入された枠組みを考慮しつつ、施行中のEU法にもとづき、適切な行動方針を決定していく。

### 3.4. 漁業

漁業分野では緊急時法制（3.2参照）に加え、欧州委員会は、EUの船舶が英国水域へのアクセスを認められなくなる場合のシナリオに備えた協調的アプローチについて、加盟国と協議を続けてきた。このようなケースについては、EU海域における漁業活動の変化や歪曲を監視するための共通の枠組みを通じることを含めて、密接に協力して調整するという共通のコミットメントがある。こうした作業が今後強化されることに加え、欧州委員会は、更なる分析と議論を一層推進する用意がある。欧州委員会総局はまた、合意なき離脱に至った場合の漁業活動への影響に関する新たな質疑応答文書を2019年7月18日に発表した<sup>28</sup>。水域へのアクセス（およびアクセスの管理）や、漁業機会に関する話題に加え、同文書には衛生管理や税関などの広範にわたる特定の題目に関する実用的な情報を提供している。加盟国当局、および漁業協会は、こうした情報を広く提供することが求められている。

## 4. 緊急時対応措置の技術的調整、および以前に公表されたその他の立法措置の採択

2019年6月12日の第5次ブレグジット準備コミュニケーション<sup>29</sup>に示したように、欧州委員会は、英国の離脱に備えて採択された全てのEUレベルの措置を審査し、これらの立法措置および非立法措置が、意図した目的に適切続けるとの結論に達した。したがって当該措置を実質的に修正する必要はない。他方、現在の（離脱）延期から生じる新たなスケジュールを考慮し、特定分野におけるいくつかの的を絞った技術的調整が必要となる。これについては、次のセクションで説明する。

2019年4月12日という以前の離脱日を考慮して、欧州委員会がEUの衛生法分野で採択した非立法緊急時対応措置については、EU条約第50条3項に定める延期によって実情にそぐわなくなっているが、欧州委員会は、離脱日が近づく状況の再評価を行い、英国が必要な保証を与え続ける場合、2019年11月1日から適用できるよう当該措置を改めて採択する。

<sup>28</sup> [https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/fisheries-qanda\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/fisheries-qanda_en.pdf).

<sup>29</sup> COM(2019) 276 final.

## 4.1. 輸送

輸送分野においては、最も影響を受ける輸送手段、すなわち乗客と貨物のための航空、鉄道、道路輸送に不可欠な輸送の接続を維持するための緊急時対応措置が取られた。

全ての緊急時対応措置の基礎となる原則に沿って、継続的な接続を許可する緊急時対応規則は一方的で、対象範囲が限定され、限られた期間に適用される。道路貨物および道路旅客の接続性を保証する規則<sup>30</sup>は、EU条約第50条3項にもとづき2019年4月12日の最初の短期延期が行われた直後に、適用期限を2019年12月31日に定めて採択されており、その際、欧州運輸大臣会議（ECMT）の多国間割当枠制度に関連して、基本的な接続に関する取り決めの可能性も考慮されていた。同様の理由から、航空による基本的な接続を確保する規則<sup>31</sup>の適用期間は、国際航空運送協会（IATA）の2019年／2020年冬季ダイヤの終了に合わせて調整され、2020年3月30日に失効する。

英国が2019年11月1日に合意なくEUを離脱した場合、規則(EU) 2019/501の適用期間は2カ月に制限され、規則(EU) 2019/502の適用期間は、当初想定期間の半分以下になる。

これら緊急時対応規則が、その適用期間に関するものを含めて当初特定された目的を達成することを保証するため、また、英国の離脱日の7カ月間の延期を考慮して、欧州委員会は本日、規則(EU) 2019/501および(EU) 2019/502の有効期間を、同様の期間延長するための提案を採択した。それゆえ、道路貨物および道路旅客の基本的接続を確保する緊急時対応規則の適用期間について、2020年7月31日まで延長することを提案している。加盟国は、EUの排他的権限を損なうことなく、将来の英国向け輸送を許可するECMT数を増やす作業を継続すべきである。また、IATAシーズンとの整合性を保つため、航空による基本的接続を保証する緊急時対応規則の適用期間を2020年10月24日まで延期することを提案する。

航空輸送分野においては、緊急時対応規則(EU) 2019/502はまた、英国の離脱後にEUの航空会社がEUの過半数所有要件と管理要件を満たすための特別な仕組みも含んでいる。各国当局はまさに、影響を受ける航空会社が提出した計画の精査を完了し、当該航空会社および欧州委員会に対して良好な評価結果を通知したところである。欧州委員会は各国の責任当局と連絡を取り、一部の事案について、提出計画がEUの要件を遵守しているか疑わしい旨を指摘している。影響を受ける航空会社は、遅くとも規則(EU) 2019/502に規定する期限までに、EUの過半数所有要件および管理要件を完全に満たさねばならない。本日の提案にしたがって規則(EU) 2019/502の適用が延長される場合、当該期間は2020年4月30日に終了する<sup>32</sup>。同日までにEU法の遵守と効果的な執行を確保することが、各国当局の責任となる。

<sup>30</sup> グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国のEU離脱における道路貨物および道路旅客の基本的接続を確保する共通ルールに関する2019年3月25日の欧州議会および理事会規則(EU) 2019/501、OJ L 85I, 27.3.2019, 39頁。

<sup>31</sup> グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国のEU離脱における航空の基本的接続を確保する共通ルールに関する2019年3月25日の欧州議会および理事会規則(EU) 2019/502、OJ L 85I, 27.3.2019, 49頁。

<sup>32</sup> 規則(EU) 2019/502第7条1項。

バスによる不定期旅客輸送のための緊急時対応措置は採択されていないが、国際協定文であるインターバス協定<sup>33</sup>にもとづき、離脱日時点における当該分野の接続を保証するために必要な準備をしている。英国は、当該協定に加盟するための法的な文書を提出しており、離脱後は自国の権利で締約国となる。

## 4.2. 漁業活動

2019年11月1日に合意なく離脱するリスク、および多くの沿岸地域の生計における漁業の重要性に鑑み、また、関係水域における持続可能な漁業を確保するため、EUおよび英国の船舶に対して、漁業機会を確立する関連理事会規則が定める条件に従い、かつ両者が定める漁業機会を合わせたものが当該資源の持続可能な管理に従う限りにおいて、相互の水域で引き続き互恵的な漁業アクセスを認める取り決めを規定することが重要である。欧州委員会は本日、この目的のもと、2019年3月に採択した漁業許可に関する緊急時対応規則<sup>34</sup>を、2020年末まで延長する提案を採択した。これにより、互恵的アクセスと持続可能性に係る条件が満たされる限り、EUは英国籍船舶にEU水域への立ち入り許可を提供し続けるとともに、EUの船舶による英国水域への立ち入り許可要請を管理するための、簡素化された法的枠組みを維持できることになる。この暫定的な枠組みは、漁業者に法的確実性を提供し、かつ漁業資源の保護を確保するものであり、第3国としての新たな地位の英国との間に漁業協定がない中で必要なものである。この前提で、加盟国との事前調整にもとづき、欧州委員会は英国に対して、英国のEU離脱後直ちにEUの船舶に関する許可要請を提出する用意がある。この提案は、2020年時点における英国との割当枠交換の可能性を維持するものであり、これにより欧州委員会は、提案で示された手続きに従い、英国との割当枠交換を実施出来るようになる。

## 4.3. EU予算

合意なき離脱となる場合、英国および英国の受益者は、多くのケースで、新たな資金の申請が出来なくなり、資金の受給資格を失うか、現在のEUプログラムへの参加の終了に直面することになる。これにより支払いは停止され、EUと英国との間で金融決済の合意がなされる場合に、唯一支払いがなされる。特定のケースでは、EUプログラムの資格要件をほぼ満たさない場合には契約を終了する必要が生じる、あるいは、資格要件の互換性を確保するために変更が必要になることもあり得る<sup>35</sup>。この結果により生じる混乱を最小限にするため、EUは2019年7月9日、英国が一連の条件を満たす場合、特に2019年のEU予算分担金を一定の期日までに支払い、かつ自国領内を含めて該当するEU規則に規定する必要な監査および統制を認める場合限り、2019年に発生する費用に対する英国および英国受益者の資格を維持する、EU予算に関する緊急時対応規則<sup>36</sup>を採択した。本コミュニケーションと並行して欧州委員会は、EU条約第50条3項に規定する期限の延期を考慮し、緊急時対応規則に定める期限を適合させる委任規則案に関して、所定の手続きに沿って、加盟国の専門家

<sup>33</sup> バスによる旅客の国際的不定期輸送に関する協定（インターバス協定）、OJ L 321, 26.11.2002, 13頁。

<sup>34</sup> 英国の水域におけるEU漁船の漁業許可およびEU水域における英国の漁船の漁業に関する規則(EU)2017/2403を改正する2019年3月25日の欧州議会および理事会規則(EU)2019/498、OJ L 85I, 27.3.2019, 25頁。

<sup>35</sup> 例えば、「ホライズン2020」プログラムにおける欧州研究会議（ERC）の補助金受給者は、補助金を他国に移せる可能性がある。関連する資格要件の互換性については、今後ガイダンスが発行される。

<sup>36</sup> 英国のEU離脱に関連する2019年のEU一般予算の執行および資金調達に関する措置に関する2019年7月9日の理事会規則(EU, Euratom) 2019/1197、OJ L 189, 15.7.2019, 1頁。

と協議している。

EU条約第50条3項による期限の延期が2019年10月31日までであることから、現状措置の対象期間は2カ月のみとなる。このため、欧州委員会は本日、既存の2019年緊急時対応規則を2020年緊急時対応規則として複製する提案を採択した。従って、英国および英国の受益者は、英国が2019年緊急時対応規則の条件を受け入れてこれを満たし、2020年予算拠出金を支払い、かつ必要な監査と管理の実施を認める場合、2020年末まで、EU予算のもとでのプログラムに参加し、資金を受給する資格が維持されることになる。

#### 4.4. 緊急時の財政支援

2019年4月10日の第4次ブレグジット準備コミュニケーション<sup>37</sup>で公表したように、準備を整えたとしても重大な混乱に直面する、最も影響を受ける分野（特に農業および漁業）、地域および各国当局を支援するため、欧州委員会は既存のプログラムおよび政策手段をどのように利用し得るか検討してきた。この財政支援パッケージの目的は、可能なリソースの限度内で、合意なき離脱により最も影響が大きい分野に支援を行うことである。

農業分野においては、合意なき離脱のシナリオにおける農産食品市場への最悪の影響を緩和するため、農家に対する市場支援や直接的財政支援のための既存の政策手段のすべてを、利用できるようにする。各国の財政支援は、EUの介入の効果が増幅されるよう、EUの例外的市場措置に合致したものとすべきである。

欧州委員会は本日、合意なき離脱に直接起因して加盟国に生じる深刻な財政負担のうち、事前の準備によって回避出来ないと思われるものに対応するため、欧州連帯基金（European Solidarity Fund）の対象範囲を拡大する提案を採択した。この提案は、企業向け国家補助スキームに対する支援、既存の雇用維持と国境、税関、衛生植物検疫（SPS）の管理機能の確保のための措置を含んでいる。

また、欧州委員会は本日、合意なき離脱の結果として解雇された労働者を支援するために、一定の条件の下で欧州グローバル化調整基金（EGF）が利用できることを保証する提案を採択した。

上記の2つの立法措置に加え、法改正の必要なしに実施可能な対策もある。加盟国が、合意なき離脱によって生じる課題に対処するため、自国財政割り当て内で利用可能な資金の一部を配分するために、自国の構造基金及び投資基金プログラム<sup>38</sup>の改正を決定した場合、欧州委員会は速やかに対応する用意がある。欧州委員会はまた、加盟国が、欧州海洋漁業基金（EMFF）における自国の財政割当の配分変更を望む場合にも、速やかに対処する用意がある。最後に、欧州委員会は、英国の合意なき離脱の結果、事業組織の変更に向けた投資が必要となる中小企業の資金調達の円滑化を目的として、適切な条件と予算が許すことを前提に、中小企業の競争力向上のためのプログラム（COSME）の利用を可能にするためのEUと欧州投資基金との協定の改正を提案する用意がある。

<sup>37</sup> COM(2019) 195 final.

<sup>38</sup> 欧州地域開発基金（ERDF）、欧州農業農村振興基金（EAFRD）、欧州社会基金（ESF）、結束基金（CF）、および欧州海洋漁業基金（EMFF）。

影響を受ける利害関係者、例えば英国との取引が大きい中小企業に対するより差し迫った支援については、EU国家補助規制により、各国の支援措置に柔軟に対処する。

## 5. アイルランド

離脱協定がない場合、英国のEU離脱は、アイルランド島に、明確に区別された2つの財政上および規制上の区域をもたらすことになる。国際法、特に世界貿易機関（WTO）ルールの下、2019年11月1日以降、EUと英国は双方とも、相手方の物品に対して特惠待遇なく、他のWTO加盟国からの物品に適用される関税を課す義務を負うことになる。さらにEU法により、英国からアイルランドに持ち込まれる全ての物品は、EU市民の安全と健康の保護、域内市場の一体性の保全、および財政上の義務（関税、間接税）の遵守に必要な検査と管理の対象となる。

欧州委員会とアイルランドは、アイルランド島の特殊な状況、および域内市場の一体性の保全と厳格な国境管理の回避という一対の目的に鑑み、合意なき離脱直後の緊急時対応策と、それ以降のより安定的な解決策の双方を特定するために引き続き協業している。離脱協定において規定されたバックストップは、聖金曜日（グッドフライデー）協定を保護し、国際法上の義務の遵守を確保しつつ、域内市場の一体性を保全する特定された唯一の解決策である。

## 6. 合意なき離脱後の混乱への対応

英国がEUを合意なく離脱した場合、多くの主体は、特に最初の数日間混乱を経験することが予想される。欧州委員会と加盟国は、発生し得るあらゆる問題への対応を調整し、それらに対する最適な対処方法を特定するため、引き続き緊密に連携する。欧州委員会は、合意なき離脱直後の期間に備え、加盟国行政当局向けのコールセンターを開設しており、直接的な連絡経路を確立することで、欧州委員会サービスの専門的知見への速やかなアクセスを実現するとともに、各国政府間で必要な調整を円滑に行うことも目的としている。EU市民、企業、その他の利害関係者は、通常の経路で、自国の中央政府または地方行政に問い合わせることができる。また、どのような質問でも、欧州ダイレクトコールセンターに問い合わせることができる（EU域内共通無料電話：00 800 6 7 8 9 10 11）。欧州ダイレクトコールセンターは、離脱前後の期間、業務時間を延長する。

## 7. 結論

EUの目的は、英国の秩序ある離脱であるが、欧州委員会としては、2019年11月1日に英国が合意なしに離脱する可能性にすべての人が備える必要があることを、改めて表明する。欧州委員会は、全ての利害関係者に対して、準備の完了を引き続き要請するとともに、特に産業界において、医薬品、医療機器、および化学物質などのセンシティブな分野における取り組みが必要であることの呼びかけを継続する。また、離脱後に英国との間で物品の貿易または輸送を行う全てのEUの事業者に対して、税関および衛生植物検疫（SPS）における検査と手続きの必要性、および英国との国境通過に関連する新たな法的文脈において予想されるロジスティクス上の課題を考慮するよう、要請する。

本コミュニケーションと並行して、欧州委員会は、離脱日の延期を考慮し、輸送分野および漁業分野における既存の緊急時対応措置の期間を必要に応じて延長、またはEU予算の文脈で2020年の枠組みを規定する3つの立法提案を採択した。また、緊急時の財政支援を必要に応じて認めるパッケージの一部として、2つのその他の法案も採択した。最後に、2019年EU予算の緊急時対応規則<sup>39</sup>で規定する期限を、現在の離脱日に適合する委任規則を、所定の手続きに沿って、加盟国の専門家との協議のために送付している。欧州委員会は、法案が、必要に応じて英国の離脱日までに施行されるよう、共同立法者に対して迅速な採択を要請する。

欧州委員会は、離脱日前後の期間、市民および企業を対象としたコールセンターの業務時間を延長するとともに、加盟国当局向けの専用コールセンターを開設し、専門的見解を提供するとともに、各国当局間での必要な調整を促進する。欧州委員会はまた、加盟国に対して、年初から実施してきたコミュニケーションの取組を強化し、国内の利害関係者への働きかけを行い、特に合意なき離脱直後の期間のいかなる混乱にも対応できるようにするための必要な措置を講ずるよう要請する。

---

<sup>39</sup> 英国のEU離脱に関連する2019年のEU一般予算の執行および資金調達に関する措置に関する2019年7月9日の理事会規則 (EU, Euratom) 2019/1197、OJ L 189, 15.7.2019, 1頁。

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号

Tel. 03-3582-5569